

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染症の患者等が発生した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の患者等が発生した場合の当面の対応について、お知らせしますので、学校における感染症対策に適切に対応するようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、各学校においても、関連ホームページで最新の情報を収集し、必要に応じて児童生徒等、保護者及び教職員等に周知していただきますよう、引き続きよろしく申し上げます。

なお、今後、必要に応じて対応等の変更や追加がある場合があることを申し添えます。

### 記

#### 1 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的感染症対策を徹底するよう指導すること。

#### 2 適切な環境の保持

適切な環境の保持のため、教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じること。

#### 3 卒業式などの学校行事等における感染症対策

卒業式などの学校行事や入学試験など、大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施するとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討すること。

#### 4 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

##### (1) 児童生徒等

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。また、保護者との連携を密にし、健康観察を徹底して行い、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。

自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこと。

この場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこととし、このことについて、児童生徒及び保護者等にも周知すること。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安は以下のとおりとする。

- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

## （2）教職員

令和2年2月20日付け教政人第631号「職員に係る新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」に基づき対応すること。また、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう促すこと。

## 5 児童生徒等及び教職員の発生状況報告

### （1）報告の対象

#### ア 児童生徒等

- ・「出席停止」とした場合  
※「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」の場合は報告の必要はありません。

#### イ 教職員

- ・新型コロナウイルス感染症の患者となった者
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の紹介や自宅等での待機を求められた者

### （2）報告様式等

#### ア 児童生徒等

- ・報告様式は別紙1のとおり
- ・報告は、発生の都度、速やかにFAXで送信すること。
- ・FAX送信先：保健体育課086-226-3684

#### イ 教職員

- ・報告様式は別紙2のとおり
- ・報告は、発生の都度、速やかにFAXで送信すること。
- ・FAX送信先：福利課086-223-5517

※ 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、報告いただく内容が今後変更になる場合もあります。

(参考情報)

○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・海外安全ホームページ（外務省ホームページ）  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo\\_009.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo_009.html#ad-image-0)
- ・学校において予防すべき感染症の解説（日本学校保健会ホームページ）  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

**【本件連絡先】**

（児童生徒等の健康管理等に関すること）  
岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班  
電話：086-226-7591  
（教職員の健康管理等に関すること）  
岡山県教育庁福利課 健康管理班  
電話：086-226-7604

(参考)

## 児童生徒等が自宅休養した場合の対応の考え方

- ①非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（別紙1の**報告は不要**）
- ②学校保健安全法第19条による出席停止（別紙1の**報告が必要**）

### 1 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

(1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

○1日目から → ②出席停止

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合

○1日目から → ②出席停止

(3) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

○1日目から → ②出席停止

(4) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

○症状や発熱の継続が1日から3日までの間で終了 → ①校長が認めた日

○症状や発熱が4日以上継続 → ②出席停止（さかのぼって1日目から）

&lt;様式&gt;

取扱注意

## 児童生徒等 報告用

## 学校における新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）発生状況報告

報 告	発信日 令和 年 月 日 ( ) 時 分 報告者 職・氏名
1 学 校 名	
2 校 長 名	
3 所 在 地	連絡先 TEL ( ) -
4 対象者氏名	科・部 年 組 (男・女)
5 発症等の報告を受けた日	令和 年 月 日 ( )
6 診断を受けた日 医療機関 (※)	令和 年 月 日 ( ) 医療機関名
	診断名：
7 現症状 (発熱と継続状況、強い だるさ、息苦しさの 状況等)	○発熱 ( °C) 継続状況
8 保健所の指導等 (※)	
9 学校の措置状況	
10 出席停止とした 場合の期間 (※)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
その他参考となる事項 (家族・その他接触者の 状況、集団活動の状況 健康観察の状況等)	

※6、8、10は、該当がある場合に記入

F A X : 岡山県教育庁保健体育課 086-226-3684

&lt;様式&gt;

取扱注意

## 教職員 報告用

## 学校における新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）発生状況報告

報 告	発信日 令和 年 月 日 ( ) 時 分 報告者 職・氏名
1 学 校 名	
2 校 長 名	
3 所 在 地	連絡先 TEL ( ) -
4 対象者氏名	職名 氏名 (男・女)
5 発症等の報告を受けた日	令和 年 月 日 ( )
6 診断を受けた日 医療機関 (※)	令和 年 月 日 ( ) 医療機関名
	診断名 :
7 現症状 (発熱と継続状況、強い だるさ、息苦しさの 状況等)	○発熱 ( °C) 継続状況
8 保健所の指導等 (※)	
9 学校の措置状況	
10 出席停止とした 場合の期間 (※)	<del>令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで</del>
その他参考となる事項 (家族・その他接触者の 状況、集団活動の状況 健康観察の状況等)	

※6、8は、該当がある場合に記入。10は、記入不要。

FAX : 岡山県教育庁福利課086-223-5517